

表2-1-22 地下水質調査結果(令和元年度)

調査区分	調査井戸数	環境基準超過井戸数	基準超過物質
概況調査 ^{※1}	46	2	砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
汚染井戸周辺地区調査 ^{※2}	33	0	
継続監視調査 ^{※3}	47	27	砒素、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
合計	126	29	

(注1) 地域の全体的な地下水質の概況を把握するための調査

(注2) 概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するための調査

(注3) 汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、
経年的なモニタリングとして定期的を実施する調査

○土壌環境対策

土壌汚染対策法では、土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明した土地について、健康被害が生ずるおそれがある場合には「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがない場合には「形質変更時要届出区域」に指定することとしています。

令和元年度末現在、市内では要措置区域3地点、形質変更時要届出区域13地点を指定しています。

また、札幌市には自然由来の重金属を含む地質が定山溪付近の山地や手稲山付近に存在するほか、定山溪温泉地区の河床からは砒素を含む温泉水が自噴するなどの供給源が存在することから、自然由来の砒素を含む土壌が広範囲に分布する地域特性があります。

令和元年度末現在、形質変更時要届出区域13地点中4地点を自然由来特例区域に指定しています。

○受動喫煙対策

札幌市では、平成14年(2002年)に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」、平成26年(2014年)に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21(第二次)」において、健康づくりを進める重要な課題の一つに「喫煙」を位置づけ、受動喫煙対策の推進に取り組んでいます。平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正健康増進法」という。)が公布され、施設の類型や場所等に応じた受動喫煙対策を講じることが施設管理者に義務づけられました。令和元年7月には、改正健康増進法が一部施行され、病院・薬局・学校・行政機関などが原則敷地内禁煙となったことに伴い、違反が疑われる情報提供に対応し、調査や指導を実施しています。また、改正健康増進法の令和2年4月の全面施行に向けて、法の趣旨やルールを広く周知するとともに、特に飲食店については個別通知を送付し相談対応や助言、届出の受付等を行いました。そのほか、受動喫煙が健康に与える影響について理解が進むよう、妊娠届出時などを活用し周知啓発を行っています。

令和2年2月には、市民一人ひとりが受動喫煙防止に取り組みやすい環境をつくること、また一人ひとりの行動を運動として札幌市全体に広めていくことが重要と考え、市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙防止のため行動する決意を表す「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(以下「宣言」という。)を表明しました。

課題・評価

○地下水・土壌環境対策

地下水については、定期モニタリングを実施し、環境基準を超過した場合、飲用井戸所有者に対して保健所において指導しています。

また、土壌汚染については、汚染が判明した際に、土地所有者等に対して汚染土壌の飛散防止や除去等の必要な対策を講じるよう指導するなど、有害化学物質等の摂取リスクの低減を図るための対策を適切に行っています。

○受動喫煙対策

改正健康増進法では、屋外やプライベートな居住場所などでの喫煙について、喫煙者等は周囲に受動喫煙を生じさせないよう配慮する義務がありますが、規制の対象外となっています。法の規制対象外の場所であっても、受動喫煙を生じさせないよう一人ひとりが配慮し行動すること、特に子どもを受動喫煙から守るために行動することへの意識の醸成が重要です。

宣言は、札幌市が目指す姿や決意、受動喫煙対策の5つの重点的方針とともに、それぞれがどのように行動することが望ましいかを具体的に示していることから、改正健康増進法と宣言についてより一層の周知啓発を図る必要があります。

今後の方向

○地下水・土壌環境対策

引き続き、有害化学物質等の人体への摂取リスクの低減を図るため、汚染土壌の除去等の指導を行うほか、地下水基準の超過時には関係部局と連携して対応していきます。

○受動喫煙対策

令和2年4月から改正健康増進法が全面施行されるため、違反が疑われる情報提供にかかる調査や指導とともに、改正健康増進法に基づく受動喫煙対策が順守されるよう引き続き周知啓発を行います。

市民にも国内外から札幌市を訪れる人々にも快適で健康的な環境となるよう、受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろを目指し、市民、各団体や事業者及び行政が連携協力し、「さっぽろ受動喫煙防止宣言」に基づく受動喫煙防止の取組を推進していきます。